

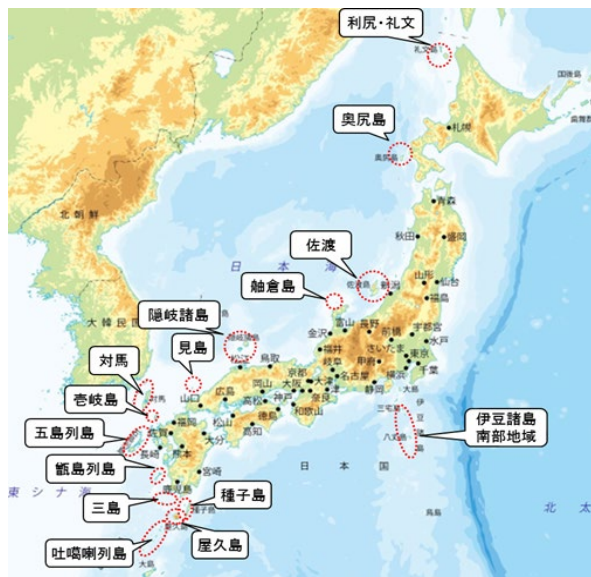
No.	①-1		R6 当初予算	50 億円
事業名	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金		府省庁名	内閣府
概要	平成 29 年 4 月に施行された有人国境離島法に基づき特定有人国境離島地域の地域社会の維持を支援するため、交付金を交付する。			
支援対象	地方公共団体、民間事業者等	補助率	5.5/10、6/10、5/10	
対象事業	<p>①運賃低廉化</p> <p>○離島住民向けの航路・航空路の運賃について、航路については J R 運賃並、航空路については新幹線運賃並に引き下げ</p> <p>②物資の費用負担の軽減</p> <p>○農水産物（生鮮品）全般の移出に係る輸送コストを低廉化</p> <p>○原材料等（飼料、氷、箱など）の移入に係る輸送コストを低廉化</p> <p>③雇用機会の拡充</p> <p>○民間事業者等による創業・事業拡大のための設備投資資金、運転資金を支援（最長 5 年間の支援）</p> <p>○特定有人国境離島地域への人材供給を図るため、同地域における就労体験や住民との交流等を内容とするツアーの組成及び募集並びに受入れ体制の整備及び情報の発信等を支援</p> <p>④滞在型観光の促進</p> <p>○「もう一泊」してもらうための着地型観光サービスが組み込まれた旅行商品等の企画・開発、宣伝、実証、販売促進に係る経費を支援することにより、旅行者の実質負担を軽減</p> <p>※ 宿泊及び体験を伴う旅行商品等の造成・販売促進のための旅行代金の割引等の支援を拡充及びワーケーション及びチャーター便や観光路線の活用を推進</p>			
支援内容	①運賃低廉化は 5.5/10 の交付率、②輸送コスト支援は 6/10 の交付率、 ③雇用機会の拡充は 5/10 又は 5.5/10 の交付率、④滞在型観光促進は 5.5/10 の交付率			
離島での実績	R 5 年度交付自治体 礼文町、八丈町、佐渡市、輪島市、隠岐の島町、萩市、五島市、薩摩川内市等			
備考				
担当部署	総合海洋政策推進事務局 有人国境離島政策推進室			
連絡先	03-6257-1713			
参照 HP	https://www8.cao.go.jp/ocean/kokkyouritou/hourei/hourei.html			

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金（内閣府総合海洋政策推進事務局）

令和6年度予算額 50.0億円（令和5年度予算額 50.0億円）

事業概要・目的

○特定有人国境離島地域の地域社会の維持を推進するため、特定有人国境離島地域を有する8都道府県や関係市町村等が実施する運賃低廉化、物資の費用負担の軽減、雇用機会の拡充等に必要な経費の一部を補助します。



国土交通省国土地理院の地図を基に総合海洋政策推進事務局が作成

特定有人国境離島地域

15地域・71島
（8都道府県・29市町村）

人口 244,998人
（令和2年国勢調査）

※特定有人国境離島地域を有する8都道府県
北海道、東京都、新潟県、石川県、島根県、山口県、長崎県、鹿児島県

事業イメージ・具体例

① 運賃低廉化

・離島住民向けの航路・航空路運賃の低廉化

② 物資の費用負担の軽減

・農水産物（生鮮品）全般の移出、原材料等（飼料等）の移入

③ 雇用機会の拡充

・民間事業者等による創業・事業拡大のための設備投資、運転資金を支援

→民間事業者等によるさらなる雇用機会の拡充を後押しするため、新規に雇用する従業員の住宅確保についても、令和5年度一次補正予算より支援対象に追加し、雇用確保を一層促進する

・本土の人材とのマッチング等を目的としたツアーに係る経費を支援

④ 滞在型観光の促進

・「もう一泊」してもらうための旅行商品等の造成、宣伝、販売促進等に係る経費を支援

資金の流れ



期待される効果

特定有人国境離島地域において、

- ・人口減が抑制（社会減が法施行前の水準と比較して改善）
- ・新規雇用者数が増加（令和4年度末までに2,014人の雇用を創出）
- ・観光客等交流人口が拡大（各地域の観光関連指標が改善）

No.	①-2		R6 当初予算	15 百万円
事業名	特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金		府省庁名	内閣府
概要	特定有人国境離島地域での地域社会維持のための雇用機会の拡充を図るため、特定有人国境離島地域において創業又は事業拡大を行う事業者に対するスタートアップ融資を行う地域金融機関に対して利子補給を行う。			
支援対象	金融機関	補助率	定率	
対象事業	<p>○利子補給事業の適用となる融資は、次に掲げる要件に適合する借受者に対して実施するものとする。</p> <p>① 特定有人国境離島地域における創業の場合、当該事業が利子補給の終了後においても継続又は拡大すると見込まれるもの。</p> <p>② 特定有人国境離島地域に事業所を有する者による事業拡大の場合、売上高の増加又は付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計額をいう。以下同じ。）の増加を伴う事業拡大であって、計画期間内にその事業拡大のために従業員を新たに雇用し、利子補給の終了後においても雇用が継続又は拡大すると見込まれるもの。</p> <p>③ 特定有人国境離島地域以外の地域における創業の場合、計画期間内に借受者と直接取引のある特定有人国境離島地域の産品、サービスの生産者等の売上高の増加又は付加価値額の増加及び従業員の新たな雇用に寄与し、利子補給の終了後においても雇用が継続又は拡大すると見込まれるもの。</p> <p>○対象となる融資の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水産加工場の整備・改修・増設に対する設備資金。 ・新たに離島で事業所を立ち上げたときの設備資金。 ・老朽化したホテル・旅館の改修に対する設備資金。 ・廃校等を活用した研修施設の改修に対する設備資金。 ・ベンチャー企業の事業スタート時の運転資金。 			
支援内容				
離島での実績	R5 年度利子補給金 稚内信用金庫、七島信用組合、東日本信用漁業協同組合連合会、新潟大栄信用組合、第四北越銀行、大光銀行、山陰合同銀行、十八親和銀行、ごとう農業協同組合、福江信用組合、鹿児島相互信用金庫、鹿児島銀行、南日本銀行			
備考				
担当部署	総合海洋政策推進事務局 有人国境離島政策推進室			
連絡先	03-6257-3957			
参照 HP				

特定有人国境離島地域の地域社会の維持に係る利子補給金（内閣府総合海洋政策推進事務局）

6年度当初予算額 0.15億円（5年度予算額 0.15億円）

事業概要・目的

○特定有人国境離島地域での地域社会維持のための雇用機会の拡充を図るため、特定有人国境離島地域において創業・事業拡大を行う事業者に対するスタートアップ融資を行う地域金融機関に対して、利子補給を行う。

課題

- ・ 特定有人国境離島地域では創業・事業拡大資金を融資する政策金融機関の窓口がない。
- ・ 本土との遠隔性や人口減があり、事業環境が厳しくなっている。

対策

- ・ 地域の金融機関を介した特定有人国境離島地域における創業・事業拡大資金の融資を受ける事業者の利子負担を軽減

事業イメージ・具体例

○対象となる融資の例

- ・ 水産加工場の整備・改修・増設に対する設備資金。
- ・ 離島での新たな事業所の立ち上げに対する設備資金。
- ・ 老朽化したホテル・旅館の改修に対する設備資金。
- ・ 廃校等を活用した研修施設の改修に対する設備資金。
- ・ ベンチャー企業の事業スタート時の運転資金。

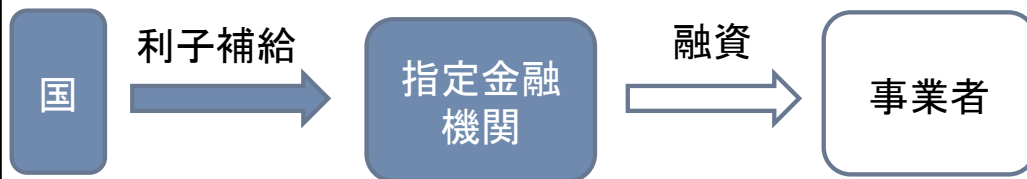


水産加工場の整備・改修・増設



老朽化したホテル・旅館の改修

資金の流れ



※指定金融機関

特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金交付要綱に基づき、内閣総理大臣より指定を受けた金融機関。

期待される効果

- 特定有人国境離島地域の新規雇用者数が増加する。
- 特定有人国境離島地域の産業活性化につながる。

No.	①-3		R6 当初予算 R5 補正予算額	1,000 億円の内数 735 億円の内数
事業名	デジタル田園都市国家構想交付金		府省庁名	内閣府
概要	「デジタル田園都市国家構想交付金」により、デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取組を加速化・深化する。			
支援対象	地方公共団体	補助率	1 / 2	
対象事業	デジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組や拠点施設の整備などを支援。			
支援内容	<p>○ 地域再生法第5条4項1号に基づく地域再生計画に記載されている事項に対して、国から、交付金を交付。</p> <p>※1 対象事業の中に各府省庁が所管する他の予算制度等がある場合には、その制度の活用が優先されるため、本交付金の支援対象外。</p> <p>※2 本交付金の対象事業であっても、事業に係る地方公共団体職員の人件費、特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの及び施設や設備の整備、備品購入自体を主目的とするもの、貸付金又は保証金、基金積立金は支援対象外。</p> <p>○ 補助率、上限額は下表のとおり。</p>			
	タイプ・型		上限額（国費）	補助率
	地方創生推進タイプ	先駆型 （最長5年間）	都道府県 3.0 億円 中枢中核都市 2.5 億円 市区町村 2.0 億円	1 / 2
		横展開型 （最長3年間）	都道府県 1.0 億円 中枢中核都市 0.85 億円 市区町村 0.7 億円	
Society5.0 型 （最長5年間）		3.0 億円		
地方創生拠点整備タイプ （当初予算：原則3年間、 補正予算：単年度）		都道府県 15 億円 中枢中核都市 10 億円 市区町村 5 億円		
離島での実績	令和5年度交付団体 新潟県佐渡市、島根県海士町、山口県萩市、長崎県西海市、佐世保市、新上五島町 等			
備考				
担当部署	内閣府 地方創生推進事務局			
連絡先	03-6257-1416			
参照 HP	https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kouhukin/index.html			

デジタル田園都市国家構想交付金（内閣府地方創生推進室・地方創生推進事務局）

令和6年度予算額 1,000.0億円
（令和5年度予算額 1,000.0億円）

事業概要・目的

- 「デジタル田園都市国家構想交付金」により、デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取組を加速化・深化する。

デジタル田園都市国家構想交付金

R6当初

地方創生推進タイプ

観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組などを支援。

地方創生拠点整備タイプ

観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点施設の整備などを支援。

デジタル実装タイプ

デジタル技術を活用し、地方の活性化や行政・公的サービスの高度化・効率化を推進するため、デジタル実装に必要な経費などを支援。

地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ

産業構造転換の加速化に資する半導体等の大規模な生産拠点整備について、関連インフラの整備への機動的かつ追加的な支援を創設。

（注1）令和5年度補正予算において、735億円を措置。

- ・デジタル実装タイプ：360億円
- ・地方創生拠点整備タイプ：300億円
- ・地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ：60億円
- ・地方創生推進タイプ：15億円

（注2）本交付金の一部は、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行。

事業イメージ・具体例

○主な対象事業

デジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組や拠点施設の整備などを支援。

【地方創生推進タイプ】

- ・地方版総合戦略に位置付けられた地方公共団体の自主的・主体的な取組を支援（先駆型・横展開型・Society5.0型）

	対象となる事業
先駆型	先駆性の高い最長5年間の事業
横展開型	先駆的・優良事例の横展開を図る最長3年間の事業
Society5.0型	地方創生の観点から取り組む、未来技術を活用した新たな社会システムづくりの全国的なモデルとなる最長5年間の事業

- ・東京圏からのUIJターンの促進及び地方の担い手不足対策（移住・起業・就業型）
 - 市町村が、UIJターンによる①地方への就業者や、②テレワークによる転職なき移住者等に対し、移住支援金（最大100万円）を支給する場合、当該経費の1/2を支援
- ・地域企業に対し、経営課題解決等に資するデジタル人材等のマッチングを支援。（プロフェッショナル人材事業型）
- ・省庁の所管を超える2種類以上の施設（道・污水处理施設・港）の一体的な整備（地方創生整備推進型）

【地方創生拠点整備タイプ】（原則として3年間（最長5年間））

道の駅に隣接した観光拠点



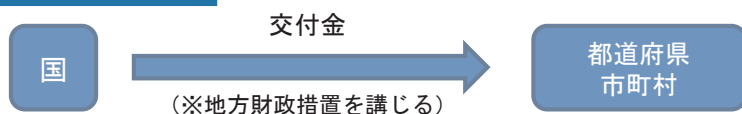
子育て支援施設



スタートアップ支援拠点



資金の流れ



期待される効果

- 地方からデジタルの実装を進めるとともに、地方における安定した雇用創出など地方創生の推進に寄与する取組を進め、「デジタル田園都市国家構想」を推進する。

No.	①-4		R 6 予算額	544 百万円
事業名	特定地域づくり事業推進交付金		府省庁名	内閣府 総務省
概要	<p>地域人口の急減に直面している地域において就労その他の社会的活動を通じて地域社会の維持及び地域経済の活性化に寄与するデジタル分野を含めた人材の確保及びその活躍の推進を図るため、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第 64 号）に基づく特定地域づくり事業協同組合の安定的な運営を確保するための支援を行う。</p>			
支援対象	地方公共団体	補助率	1/2	
対象事業	特定地域づくり事業協同組合が行う特定地域づくり事業に補助金等を交付する事業			
支援内容	<p>以下の対象経費について、1/2 までの範囲で地方公共団体が支援した額の 1/2 を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 派遣職員人件費（対象経費の上限額：400 万円/年・人） ・ 事務局運営費（対象経費の上限額：600 万円/年） 			
離島での実績	<p>R2 島根県海士町</p> <p>R3 新潟県粟島浦村、島根県海士町、知夫村、長崎県壱岐市、五島市、鹿児島県和泊町、知名町</p> <p>R4 新潟県粟島浦村、島根県海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町、山口県萩市、長崎県対馬市、壱岐市、五島市、宮崎県日南市、鹿児島県西之表市、南種子島町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町</p> <p>R5 島根県海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町、山口県萩市、長崎県平戸市、対馬市、壱岐市、五島市、熊本県天草市、宮崎県日南市、鹿児島県西之表市、奄美市、南種子島町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、沖縄県宮古島市</p>			
備考				
担当部署	内閣府地方創生推進事務局 総務省自治行政局地域振興室			
連絡先	TEL 03-6257-1410 TEL 03-5253-5534			
参照 HP				

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

R6予算額 5.6億円
(内閣府予算計上)

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

人口急減地域の課題

- ・ 事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
 - ・ 安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、UIJターンの障害

特定地域づくり事業協同組合制度

- ・ 地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
 - ・ 組合で職員を雇用し事業者に派遣
(安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保)
- ⇒地域の担い手を確保

人口急減法の概要

- 対象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断
※過疎地域に限られない
- 認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
- 特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能

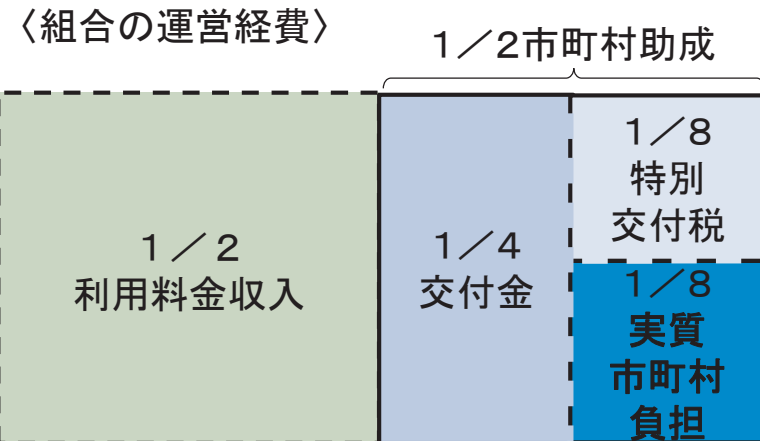
特定地域づくり事業協同組合員



人材 派遣 利用 料金

特定地域づくり事業協同組合
地域づくり人材の雇用 ⇒ 所得の安定・社会保障の確保

市 町 村



※このほか、設立支援に対する特別交付税措置あり

財政
支援

認定

都道府県

情報提供
助言、援助

No.	①-5	R6 当初予算 R5 補正予算	0.7 百万円 -
事業名	地域活性化伝道師派遣制度	府省庁名	内閣府
概要	地域の活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域おこしの専門家（地域活性化伝道師）を紹介し、指導・助言を行う。		
支援対象	地方公共団体	補助率	伝道師の派遣に係る旅費・謝金 （②内閣府派遣の場合のみ）
対象事業	<p>地方創生推進事務局では、まちづくりや地域産業、観光など様々な分野における地域おこしの実績を有した民間専門家を地域活性化伝道師として登録している。地域活性化伝道師は地域からの要請を受け、地域リーダーの育成支援や事業遂行に必要なスキル・ノウハウの伝授など、自身の知見を基に、地域課題解決に向けた支援を行う。</p>		
支援内容	<p>①任意の招へい…各自治体及び団体等が、課題解決への取組みに適した伝道師を選び、任意に招へいや相談を行う。</p> <p>②内閣府派遣…当該地域活性化伝道師の派遣が、取組熟度が相当程度高く、支援する意義が特に高いと判断される場合に、内閣府の「総合コンサルティング支援」の一環として、予算の範囲内で実施する。</p>		
離島での実績	—		
備考			
担当部署	地方創生推進事務局		
連絡先	03-5510-2167		
参照 HP	https://www.chisou.go.jp/tiiki/dendoushi/index.html		

事業概要

地域の活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域おこしの専門家(地域活性化伝道師)を紹介し指導・助言を行う。

地域活性化伝道師登録数、実績及び活用方法

○地域活性化伝道師登録数 330名

※地方創生サイト (<https://www.chisou.go.jp/tiiki/dendoushi/index.html>) において公開

<分野別登録数(重複を含む)>

1. 地域産業・イノベーション・農工商連携	2. 地域医療、福祉・介護、教育	3. 地域コミュニティ・集落再生	4. 地域交通・情報通信	5. 農・林・水産業	6. 観光・交流	7. 環境	8. まちづくり
121人	21人	81人	11人	55人	121人	27人	131人

○活用方法

- ① 各地方公共団体及び団体等が、課題解決への取組みに適した伝道師を選び、任意に招へいや相談を行う。
- ② 地方創生推進事務局が、地域に対する助言等の一環として、取組熟度が相当程度高く、支援する意義が特に高いと判断される場合に、地域活性化伝道師を当該地域へ派遣する。

モデル地域における指導内容イメージ

①地域のリーダーの育成

地域活性化伝道師の講義を受け、取組の立ち上がり段階における実行プランの企画、取組の実施体制の構築を後押し。



②取組の実施段階

実行プランに基づく取組を実施拡大していく上で必要となる人員を確保し、スキルアップ研修などの実施を後押し。



③取組の事業化段階

地域リーダーが中心となって、地域の産学官連携で商品開発を進め、事業化に必要な経営や広告・宣伝のノウハウを伝授。



④販路拡大・雇用創出

マーケティング・販路拡大の支援を実施することにより、地域の新たな産業として定着。これがモデルとなり、地域間連携により、広域的に波及。



地域の成長力強化・雇用創出に資するよう、これを担う地域人材力の強化について地域活性化伝道師が切れ目なく支援

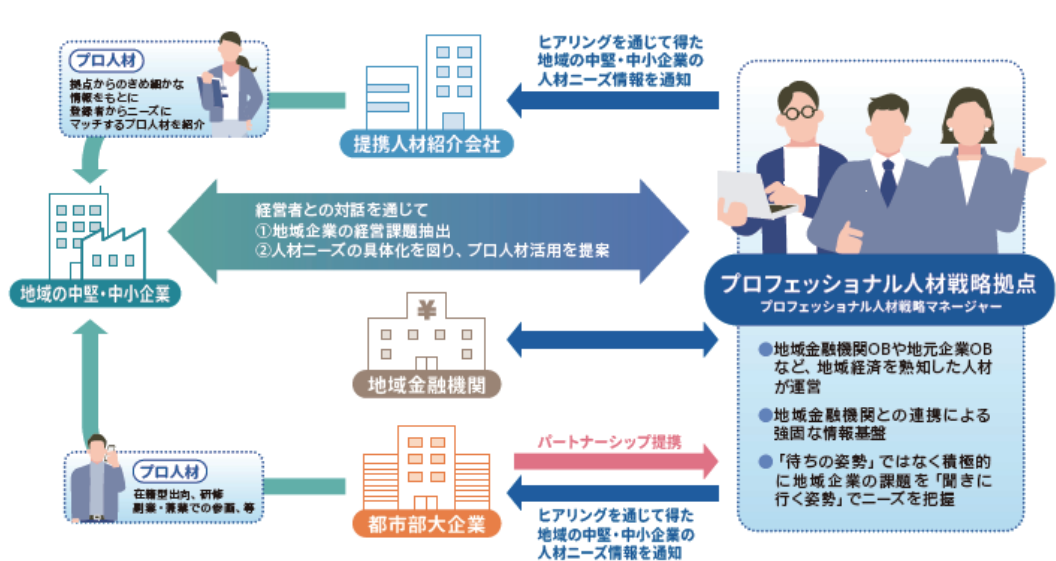
No.	①-6		R6 予算額	125百万円
事業名	プロフェッショナル人材事業		府省庁名	内閣府
概要	潜在成長力ある地域企業の経営者に対し、新商品開発や新販路開拓などの「攻めの経営」への転身を促し、その成長戦略を実現するプロフェッショナル人材の活用を支援する。			
支援対象	地域企業	補助率	—	
対象事業	<p>【プロフェッショナル人材事業】</p> <p>○地域企業が、事業の拡大や革新、デジタル実装等による成長のため、プロフェッショナル人材を円滑に活用できるよう支援する。具体的には、45道府県に設置されている「プロフェッショナル人材戦略拠点」が中心となり、地域企業の経営者に、事業継続・成長に資する業務効率化や競争力強化を促すとともに、その実行に必要なプロフェッショナル人材ニーズを明確に切り出し、連携する人材ビジネス事業者に人材ニーズを取り繋ぐことで、プロフェッショナル人材と地域企業とのマッチングを支援する。</p>			
支援内容	各道府県に設置されたプロフェッショナル人材戦略拠点によるプロフェッショナル人材の活用支援。			
離島での実績	—			
備考	各道府県のプロフェッショナル人材戦略拠点は、デジタル田園都市国家構想交付金等にて支援。			
担当部署	内閣府地方創生推進室			
連絡先	03-5253-2111			
参照 HP	https://www.pro-jinzai.go.jp/			

プロフェッショナル人材事業

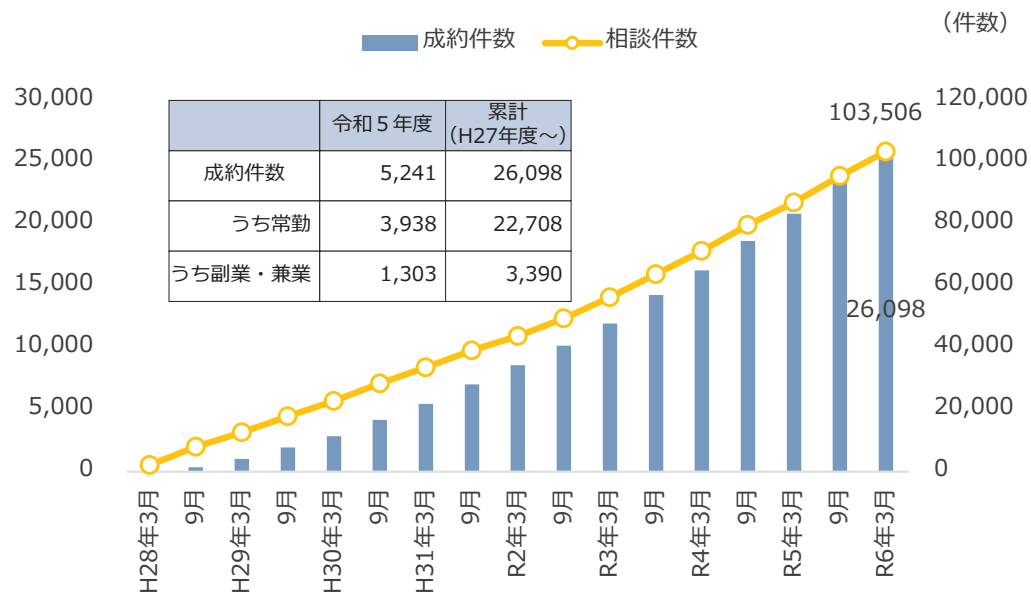
事業概要

- 45道府県が「プロフェッショナル人材戦略拠点」を設置し、平成28年1月から本格稼働。地域企業に対し、経営戦略の策定支援やデジタル実装にも資する人材等のプロフェッショナル人材の活用支援活動を行う。
- 各拠点は、地域企業の経営者を対象に、成長戦略や人材戦略への関心を高めるセミナー等の活動を展開しつつ、企業を個別に訪問。経営者に事業継続・成長に資する業務効率化や競争力強化を促すとともに、その実行に必要なプロ人材ニーズを明確に切り出し、優良な雇用機会として人材市場に発信する。
- デジタル田園都市国家構想総合戦略にて、デジタル人材の確保を効果的に促進する「デジタル人材地域還流戦略パッケージ」内の中心的施策として位置づけられており、地域企業の経営課題解決に必要なデジタル人材等のマッチング支援を強化していく。その上では、専門人材の常勤雇用だけでなく、東京圏などの都市部の大企業人材をはじめ、地域のスタートアップ企業も含めた幅広い企業に対し、副業・兼業を含めた多様な形態での人材マッチングを進める。

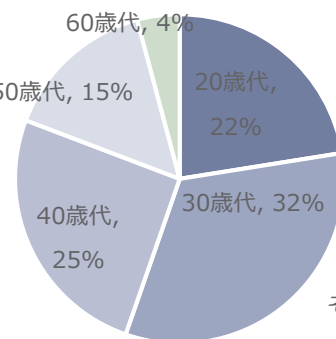
スキーム図



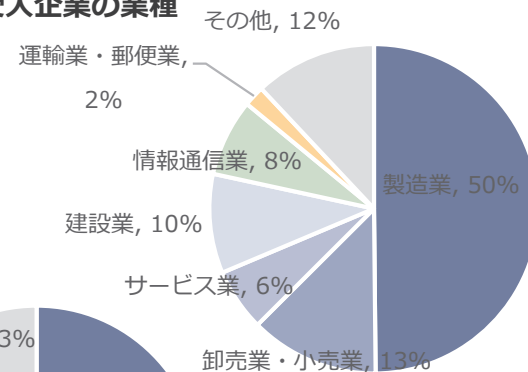
実績



プロ人材の年代



受入企業の業種



人材のミッション

